

黒部市
新型インフルエンザ等対策行動計画



黒部市

平成26年 11 月

目 次

第1章	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
(1)	国の取組	1
(2)	富山県の取組	2
(3)	黒部市の取組	2
3	行動計画の作成	2
(1)	政府行動計画の作成	2
(2)	富山県行動計画	2
(3)	黒部市行動計画	3
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
(1)	感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する	4
(2)	市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
(1)	基本的人権の尊重	7
(2)	危機管理としての特措法の性格	7
(3)	関係機関相互の連携協力の確保	7
(4)	記録の作成・保存	7
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
(1)	新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	8
(2)	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	9
5	対策推進のための役割分担	9
(1)	国の役割	9
(2)	地方公共団体の役割	10
(3)	医療機関の役割	10
(4)	指定（地方）公共機関の役割	11
(5)	登録事業者の役割	11
(6)	一般の事業者の役割	11
(7)	市民の役割	12
6	市行動計画の主要6項目	12
(1)	実施体制	12
(2)	情報提供・共有	16

(3) 予防・まん延防止	1 7
(4) 予防接種	1 8
(5) 医療	2 1
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	2 2
7 発生段階	2 3
第3章 各段階における対策	2 5
1 未発生期	2 5
2 海外発生期	2 9
3 県内未発生期	3 2
4 県内発生早期	3 7
5 県内感染期	4 2
6 小康期	4 7
【 用語解説 】	4 9

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは大きく異なる新型のウイルス抗原性が出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

（1）国の取組

国においては、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策に係る対策について、平成17年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、数次の部分的な改定を経て、平成20年には、感染症法及び検疫法の改正により新型インフルエンザ対策が強化され、平成21年2月の改定に至った。その2か月後となる平成21年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されている。A/H1N1の流行では入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、国では平成23年9月に行動計画を改定した。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至ったものである。

(2) 富山県の取組

富山県においては、国の行動計画を踏まえ、平成17年12月に「富山県新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）」を策定し、平成21年6月、平成24年4月にそれぞれ改定を行った。

また、平成22年11月には、新型インフルエンザ発生時においても、県が必要な業務を維持できるようにするため、発生時の業務継続上の基本的事項を定めた「新型インフルエンザ対応富山県業務継続計画」を策定している。

(3) 黒部市の取組

黒部市においても、国及び県の行動計画を踏まえ、平成21年6月に「黒部市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

3 行動計画の作成

(1) 政府行動計画の作成

政府は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴き、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。この政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示している。

(2) 富山県行動計画

富山県では、特措法第7条に基づき、政府行動計画（平成25年6月7日）を踏まえ、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を聴いた上で、「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を定め、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。

政府行動計画については、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ変更を行うこととされている。県行動計画についても、政府行動計画等を踏まえ、適時適切に計画の見直しを行っていくこととされている。

(3) 黒部市行動計画

黒部市では、特措法第8条に基づき、政府行動計画、県行動計画を踏まえ、「黒部市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。市行動計画は、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する新型インフルエンザ等対策の措置に関する情報の提供、住民に対する予防接種の実施やまん延防止に関する措置等を定めている。

市行動計画が対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

市行動計画については、今後の科学的知見の蓄積による政府行動計画の見直し等を踏まえ適宜見直しを行うものである。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、日本、県及び本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

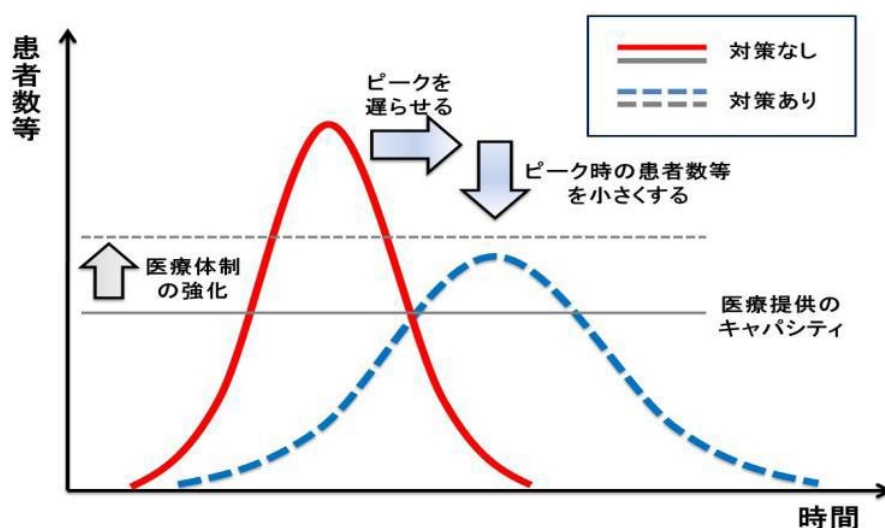
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

< 対策の効果 概念図 >



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、その発生状況は不確定要素が大きく、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。また、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

このため、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、国、県における対策のもと、市の地理的な条件、人口分布、交通機関の状況、医療体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

[発生前の段階]

国等における水際対策との連携、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、住民に対する啓発や県・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

[発生した段階]

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。国内発生時に備えた対策を整えるまでの間、日本が島国であるとの特性を生かし、国等における検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

[発生当初など]

- ・病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・市内発生当初の段階においては、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。また、新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対して、国の判断により、

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であればこれを接種し、感染拡大に備えることが必要である。

[感染が拡大してきた段階]

- ・国、県、民間事業者等と相互に連携しつつ、医療の確保、公共サービス等の事業継続に最大限の努力を行う必要がある。
- ・発生時に具体的対策の最前線となる県、市においては、国、県及び市の行動計画等を踏まえ、地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることなどにより、新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく、的確な対策を迅速に実施することが重要である。
- ・医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人などにおいても、国、県及び市の行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが求められる。
- ・市内で感染が拡大した段階では、国、県や事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。感染拡大時には社会は緊張し、色々な事態が生じることが想定されることから、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・事態によっては、地域の実情等に応じて、他市町村等とともに富山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなる工夫も必要である。
- ・市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となる。

このことから、市行動計画は、新型インフルエンザ等対策を危機管理の問題としてとらえ、県、市、医療機関、公共交通機関、事業所、学校、家庭・個人などの役割分担、発生時の対応等についてもあらかじめ定めるものである。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え又は発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、県、市及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理の観点から、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部、他の市町村対策本部と緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

（４）記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国、県の想定した罹患率や致死率等を本市（平成26年3月末現在の本市の人口約4.22万人は、全国1億2,780万人の約0.033%）に当てはめることで、本市の被害想定を行った。

（上限値）

罹患者数	日本全国における患者数		富山県における患者数		黒部市における患者数	
	3,195万人		約27.2万人		約10,500人	
医療機関を受診する患者数	2,500万人		約21.2万人		約8,200人	
入院患者数	中等度 (致死0.53%)	重度 (致死2.0%)	中等度 (致死0.53%)	重度 (致死2.0%)	中等度 (致死0.53%)	重度 (致死2.0%)
	約53万人	約200万人	約4,500人	約17,000人	約170人	約650人
1日当たり最大入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約10.1万人	約39.9万人	約850人	3,400人	約30人	約130人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約17万人	約64万人	約1,450人	約5,450人	約55人	約210人

・全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とさ

れた。これを踏まえ、今後、国において新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施されることとされている。このため、感染症予防策については今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間程度¹⁾）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度²⁾と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される等、様々な影響が予想される。

1)アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。

2)2009年に発生した新型インフルエンザA (H1N1) のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1%と推定

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は、発生した場合、地震や台風等の自然災害以上の、甚大な健康被害をもたらすおそれがあるが、地震や台風等の自然災害と異なり、目に見えるものでなく、また、被害が一時的ではなく、長期間にわたるものであることから、行政の対策に加え、何よりも市民が「自らの命は自らで守る」の意識をもって対応する必要がある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、感染拡大を防止し、被害をできる限り小さくするためには、国、県、市の対策はもとより、日頃から市民一人ひとりが必要な準備を進め、実際に発生した際は適切に対応していくことが大切である。

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっては、関係機関等には次のような役割が求められている。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

（２）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、対策の中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、新型インフルエンザ等の発生前においては、県の行動計画を策定し、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくなど、発生に備えた準備を推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「富山県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、本県の状況に応じて判断を行い、総合的な対策を強力に推進する。

加えて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関 の役割

指定公共機関とは、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものである。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものである。

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

< 主な業務 >

- ・業務計画の作成及び国（県）への報告、関係地方公共団体への通知等
- ・対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・点検、施設・整備の整備・点検
- ・政府対策本部長による総合調整、指示（指定公共機関のみ）
- ・県対策本部長による総合調整、指示
- ・国（県）に対し、物資等の確保について応援を求めることができる。

(5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとる行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の6項目に分けて計画を立案することとし、各項目に含まれる内容は以下のとおりである。

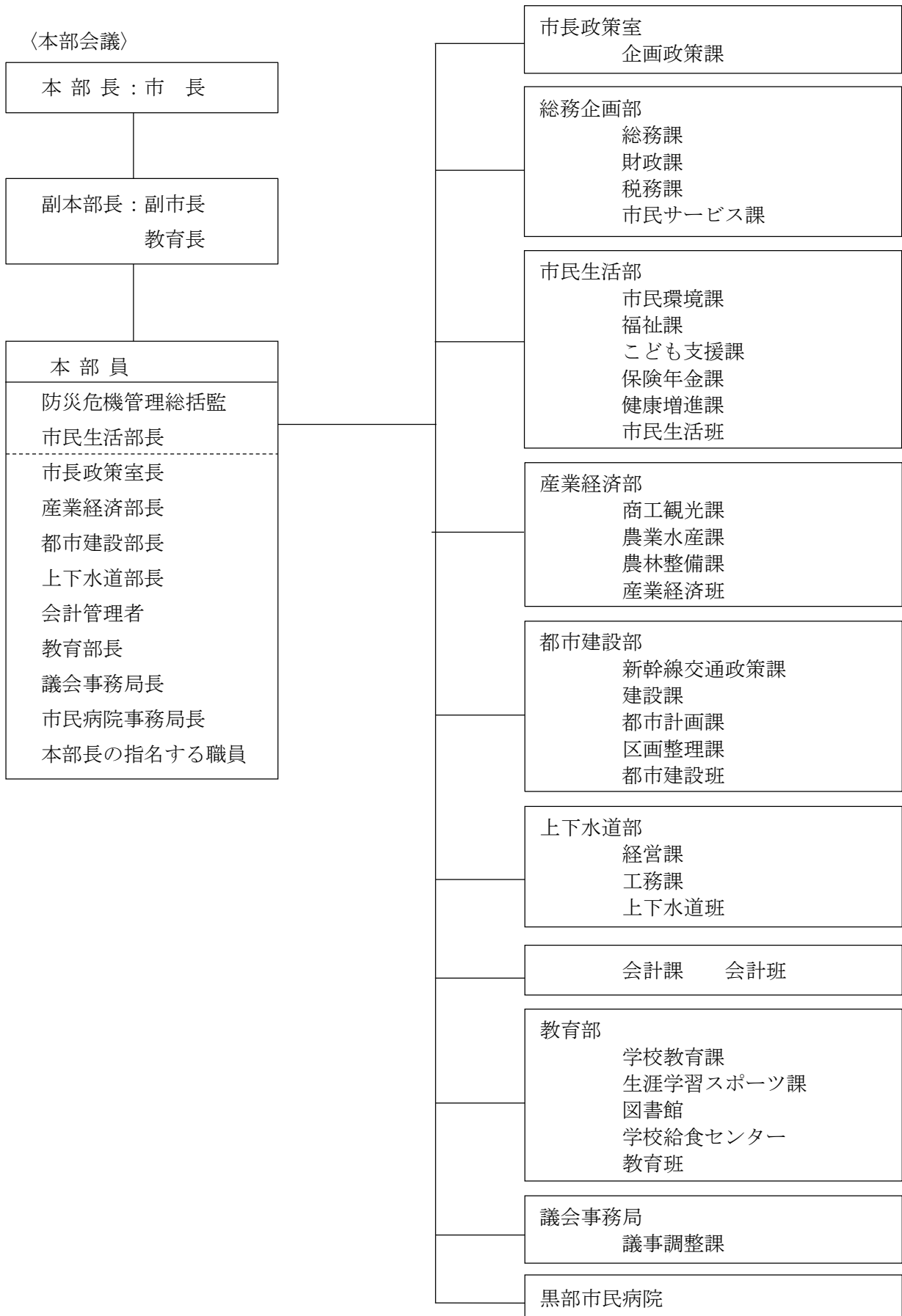
(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。市は、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、防災危機管理連絡会議を開催し、新型インフルエンザ等発生時の対応等について協議する。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、直ちに市長を本部長とした「黒部市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、関係室部局が一丸となった対策を推進（実施）する。

< 黒部市新型インフルエンザ等対策本部組織図 >



< 各課が担う役割 >

部名	課・室名	役 割
市長政策室	企画政策課	(1) 市長・副市長の秘書に関すること (2) 市民に対する広報に関すること ・記者発表について報道機関との調整を行う。 ・各担当課と協力して、ホームページ、広報媒体により迅かつ正確に情報を提供する。 (3) 新型インフルエンザ等対策本部の報道に関すること (4) 各報道機関との連絡及び相互協力に関すること
総務企画部	総務課	(1) 新型インフルエンザ等対策本部の事務局に関すること (2) 新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整 (3) 中央機関への報告及び要望陳述事項の取りまとめに関すること (4) 職員の感染予防及び業務継続体制の確保に関すること (5) 職員の予防接種(特定接種)の実施に関すること (6) 社会・経済機能の維持対策に係る取りまとめ・調整に関すること
	財政課	(1) 新型インフルエンザ等対策に係る予算措置に関すること
	税務課	(1) 市税の納付に関すること
	市民サービス課	(1) 総務企画部への協力に関すること
市民生活部	市民環境課	(1) 火葬業務に関すること (2) 遺体の安置場の確保に関すること (3) 廃棄物に関すること
	福祉課	(1) 県と連携した在宅の高齢者、障害者等の支援に関すること (2) 社会福祉施設等の感染防止対策に関すること (3) 所管施設の感染防止対策、業務休止及び閉所に関すること (4) 新型インフルエンザ等対策に係る障害福祉施設、老人福祉施設等との連絡調整
	こども支援課	(1) 所管施設の感染防止対策に関すること (2) 保育施設の臨時休業中の乳幼児に対する指導等に関すること ・県内発生により保育施設の臨時休業、児童の健康状態の把握等を要請する。 (3) ひとり親世帯等への支援に関すること
	保険年金課	(1) 市民生活部の協力に関すること

	健康増進課	(1) 国、県、他自治体等との連携に関すること (2) 健康相談、情報提供、啓発などに関すること (3) 新型インフルエンザ等の発生状況の収集に関すること (4) 感染患者等への対応に関すること (5) 市民、医療機関等からの相談に関すること (他部に属するものを除く) (6) 医療機関等との連携に関すること (7) 相談センターの運営に関すること (8) 市民の予防接種に関すること
	市民生活班	(1) 市民生活部の協力に関すること
産業経済部	商工観光課	(1) 観光施設・観光客への情報提供に関すること (2) 所管施設の業務休止及び閉所に関すること (3) 観光関係団体との連絡調整等に関すること (4) 外国人への対応に関すること (多言語で情報提供、相談を受け付ける) (5) 食糧及び生活必需品の安定供給等に関すること
	農業水産課	(1) 農産・畜産物の被害調査・対策に関すること (2) 県との連携調整に関すること (3) 食品(畜産品)関係団体への対応に関すること (4) 風評被害対策に関すること (5) 金融支援に関すること
	農林整備課	(1) 産業経済部の協力に関すること
	産業経済班	(1) 産業経済部の協力に関すること
都市建設部	新幹線交通政策課	(1) バス路線・JR・地鉄に関すること
	建設課	(1) 県との連携調整に関すること (2) 感染予防対策に係る道路規制に関すること
	都市計画課	(1) 都市建設部の協力に関すること
	区画整理課	(1) 都市建設部の協力に関すること
	都市建設班	(1) 都市建設部の協力に関すること
上下水道部	経営課	(1) 水の安定供給に関すること (2) 下水道機能の確保に関すること
	工務課	(1) 上下水道部の協力に関すること
	上下水道班	(1) 上下水道部の協力に関すること
会計課 会計班	(1) 応援物資の調達に関すること	

教育部	学校教育課	(1) 小中学校の通学及び給食に関すること (2) 小中学校の児童・生徒、教職員の罹患状況及び出席・出勤状況の把握に関すること (3) 小中学校における臨時休業及び出席停止等の措置に関すること (4) 小中学校における感染予防対策等に関すること
	生涯学習 スポーツ課	(1) 社会教育施設の感染予防対策に関すること (2) 公民館・体育館・文化施設等の感染防止対策に関すること
	図書館	(1) 教育部の協力に関すること
	学校給食センター	(1) 教育部の協力に関すること
	教育班	(1) 教育部の協力に関すること
議会事務局	議事調査課	(1) 議会議員との連絡調整に関すること (2) 議会議員への情報提供に関すること (3) 議会議員の感染予防対策に関すること
黒部市民病院		(1) 病院内における感染予防対策に関すること (2) 医療従事者の感染予防対策に関すること (3) 医療の確保に関すること (4) 抗インフルエンザウイルス薬に関すること (5) 帰国者・接触者外来の設置に関すること
各部共通事項		(1) 情報提供(所管する団体、事業所等への広報等)に関すること (2) 相談体制の整備に関すること (3) 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関すること (4) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供・共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情

報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、子ども支援課や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国や県の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。特に、医師会などの医療関係団体、その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。

提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する等の対応が必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

医療機関その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることに留意する。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) 予防・まん延防止

1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、以下の2つを主な目的として実施する。

- ① 流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること。
- ② 流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめること。

まん延防止対策については、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数

の対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

2) 主なまん延防止対策

- ① 個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に協力する。
- ③ 海外で発生した場合には、国が実施する検疫強化などの情報を収集するとともに、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

(4) 予防接種

1) ワクチン

- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なる「プレパンデミックワクチン」と「パンデミックワクチン」の2種類がある。
- ・備蓄している「プレパンデミックワクチン」が有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄している「プレパンデミックワクチン」の有効性が低い場合には、「パンデミックワクチン」を用いることとする。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

① 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

② 対象となり得る者の基準

- ・ 住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・ 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・ 指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・ これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画記載の「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

③ 基本的な接種順

- ・ 医療関係者
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・ それ以外の事業者

④ 柔軟な対応

- ・ 発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断された基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

⑤ 接種体制

(i) 実施主体及び対象者

実施主体	国	富山県	黒部市
対象者	登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる富山県職員	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

(ii) 接種方法

- ・ 原則として集団的接種。
- ・ 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

3) 住民に対する予防接種

① 種類

(i) 臨時の予防接種（公費負担）

- ・緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

(ii) 新臨時接種（私費負担）

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

② 対象者の区分

以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

(i) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

(ii) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

(iii) 成人・若年者

(iv) 高齢者：ウイルス感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

③ 接種順位の考え方

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

④ 接種体制

- ・黒部市が実施主体となる。
- ・原則として、集団接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

4) 留意点

- ・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受け実施される。

5) 医療関係者に対する要請

- ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

	成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ[※]の場合 医学的ハリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定	高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ[※]の場合 医学的ハリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定	小児に重症者が多い新型インフルエンザ[※]の場合 医学的ハリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	①医学的ハリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順	①医学的ハリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順	①医学的ハリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順
我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	①小児 ②医学的ハリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順	①小児 ②医学的ハリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順	
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	①医学的ハリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順	①医学的ハリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順	

< 接種順位の考え方 >

(5) 医療

1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測

されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

2) 発生前における医療体制の整備

厚生センター等が、二次医療圏等の圏域を単位とし、医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的病院、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら県が行う地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じ協力する。

3) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。また、国内での発生早期では、新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来以外の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、県等は「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来以外の医療機関において診療することとなった場合等には、県が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとなる。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県が事前に行う検討に、必要に応じ協力する。また、在宅療養の支援体制を検討し整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会等との連携を図ることが重要である。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言わ

れている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員等の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、市は国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

市では、新型インフルエンザ等の発生時の備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策等の事前の準備を呼びかけていく。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を踏まえ、県対策本部において決定することとされており、市においては、市行動計画で定められた対策を県が定める発生段階に応じて実施することとなる。

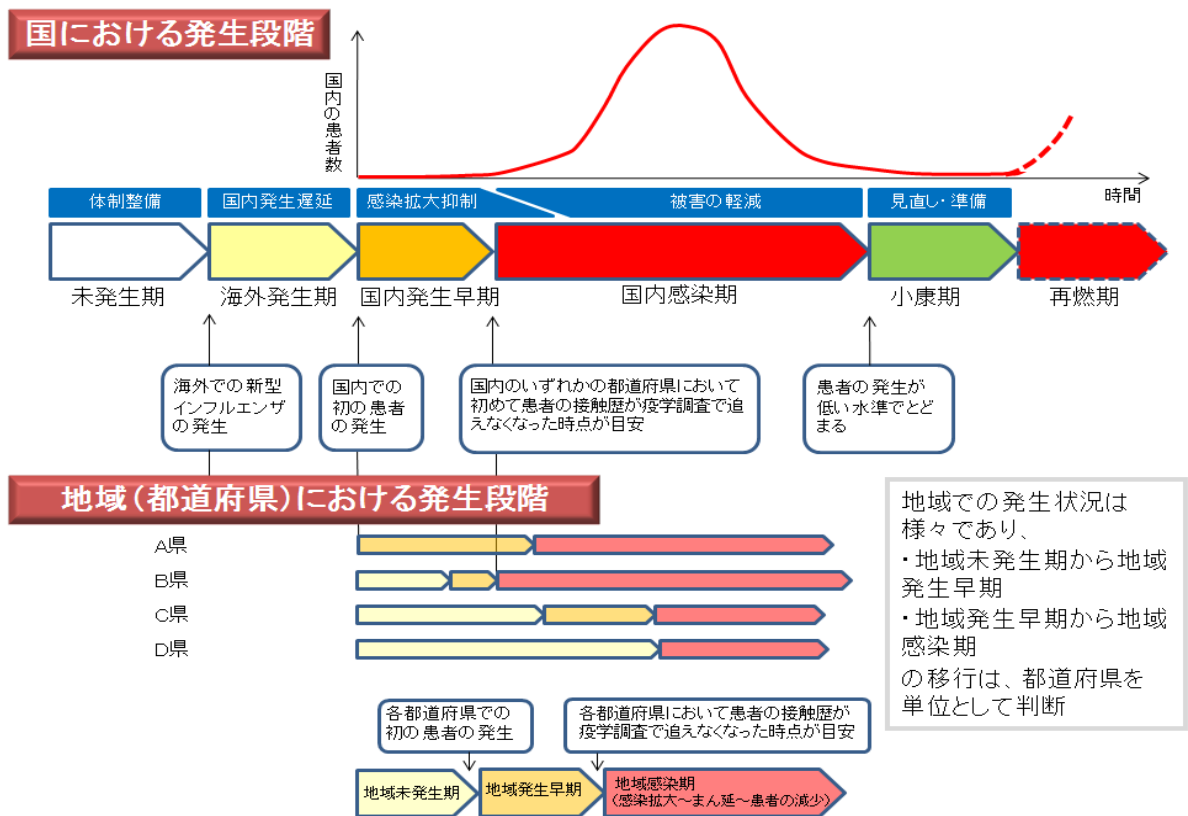
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する。

< 発生段階 >

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(県の判断)

< 国及び県における発生段階 >



第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、市計画実施手順等に定めることとする。

1 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

[目的]

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

[対策の考え方]

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制

1) 行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画を作成し必要に応じて見直す。

2) 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた行動計画実施手順を作成する。
- ・ 県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 市行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
- ・ 必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(2) 情報提供・共有

1) 継続的な情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、広く市民に対し、継続的で分かりやすい情報提供を行う。
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。

2) 体制整備 : コミュニケーションの体制整備等の事前準備として以下を行う。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への状況提供の内容や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 一元的な情報提供を行うため、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ・ 県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためコールセンターを設置する準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

② 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

(4) 予防接種

1) 基準に該当する事業者の登録

- ・ 国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知に協力する。
- ・ 国が実施する事業者の登録申請受付業務に協力する。

2) 接種体制の構築

① 特定接種

- ・特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。
- ・市職員等に対し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。

② 住民接種

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ・円滑な予防接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結することについて検討するなど、市以外における接種を可能にするよう努める。
- ・速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- ・発生時に政府対策本部において決定される接種順位について、県と連携を図りながら周知に協力する。

③ 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

1) 地域医療体制の整備

- ・厚生センター等を中心として設置される、医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的病院を含む医療機関、消防等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力する。
- ・一般の医療機関においては、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備え、個人防護具の準備などの感染対策等を進めることについて国・県から要請する。

2) 県内感染期に備えた医療の確保

- ・全ての医療機関は、国及び県より要請を受け医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を行う必要があることから、その作成の支援に努める。
- ・県が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の、医療機関における使用可能な病床数等の把握に協力する。

- ・県が行う社会福祉施設等の入所施設における、集団感染が発生した場合の医療提供の方法の検討に協力する。
- 3) 手引き等の周知、訓練等
 - ・国や県と連携しながら、県内発生を想定した研修や訓練を行う。
- 4) 医療資器材の整備
 - ・県は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - ・県では、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）、県内感染期の増床の余地について調査を行い、確保に努める。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- 5) 医療機関等への情報提供体制の整備
 - ・県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 1) 業務計画等の作成
 - ・県では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- 2) 物資供給の要請等
 - ・県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- 3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援
 - ・市は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。
- 4) 火葬能力等の把握
 - ・県では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- 5) 物資及び資材の備蓄等
 - ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

[目的]

- ・市内発生に備えて相談体制、医療体制の整備を行う。
- ・海外発生に関する情報を収集し、市民等に対し情報提供を行う。

[対策の考え方]

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立つため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した場合は、情報を収集し市対策本部の設置に向けた準備を進める。

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。
- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- ・ホームページ、相談窓口等を通して、感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を提供する。
- ・対策本部における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

2) 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

3) 相談窓口（コールセンター）の設置

- ・国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、国が作成したQ&A等を活用し、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

1) 市内でのまん延防止策の準備

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の、基本的な感染対策を実践するよう周知を図る。

(4) 予防接種

1) 特定接種

- ・国と連携して、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、特定接種に必要な情報を提供する。

2) 住民接種

- ・国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。
- ・国の要請を受け、市民が速やかに接種できるよう、集団接種を原則とした接種体制を構築する。

3) 情報提供

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

1) 医療機関等への情報提供

- 国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者の提供に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定

1) 事業者の対応

- ・ 県では、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知する。
- ・ 県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

2) 遺体の火葬・安置

- ・ 県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 県内未発生期

- ・国内のいずれかの都道府県（富山県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

[目的]

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

[対策の考え方]

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

1) 市の実施体制強化等

- ・国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて防災危機管理連絡会議を開催して、情報の集約・共有・分析を行うとともに必要な対策を検討・実施する。
- ・国の基本的対処方針及び県の方針が変更された場合は、その対処方針等を踏まえ必要な対策を実施する。
- ・国内において発生した新型インフルエンザ等の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められた場合には、国、県と連携して、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

- ・市民に対して、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

2) 情報共有

- ・国、県、関係機関等と、対策の方針・理由等双方向の情報を、メール等により行う。

3) コールセンター（相談窓口）の充実・強化

- ・相談の増加に応じ、コールセンター（相談窓口）の体制を充実・強化し、国が示すQ&Aの改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

1) 市内でのまん延防止対策の準備

- ・県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために、国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○外出自粛の要請に係る周知

- ・県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○施設の使用制限の要請に係る周知

- ・県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

- ・県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

(緊急事態宣言がされている場合、県が必要に応じて講じる措置)

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- ・県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

特措法第28条に基づく特定接種と、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、国、県、市医師会、医療機関等関係機関と連携を図りながら進める。

1) 特定接種

県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

2) 住民接種

①住民接種の実施

- ・国が示す接種順位の考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報について市民に周知する。
- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、供

給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

- ・県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

②モニタリング

- ・ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

③住民接種の広報・相談

- ・実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。

④住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・予防接種の実施主体であるは、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種

特措法第45条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

1) 医療機関等への情報提供

引き続き、国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者の提供に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定

1) 事業者への対応

国が行う、全国の実業家に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の開始の要請について、市内実業家に周知する。

2) 市民・事業者への呼びかけ

国が行う、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、市民に対し呼びかけ、事業所への要請を行う。

4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

①水の安定供給

- ・水道事業者である市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。（隣接する市町村に発生した場合も含む。）

[目的]

- ・市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

[対策の考え方]

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

1) 基本的対処方針の変更

- ・県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、情報の集約・共有・分析を行うとともに必要な対策を検討・実施する。
- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ防災危機管理連絡会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ・市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

- ・ 県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・ 県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・ 対策本部における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・ 対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

2) 情報共有

- ・ 国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

3) 相談窓口（コールセンター）の体制充実・強化

- ・ コールセンターの体制を充実・強化し、国が示すQ & Aの改定版に基づき、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

1) 市内での感染拡大防止策

- ・ 県、国と連携し、感染症法に基づき、厚生センターにおいて、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

2) 県等との連携による市民・事業所等への要請

- ・ 県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・ 県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

- ・ 県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・ 県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携し、迅速に周知徹底を図る。

○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

(緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置)

新型インフルエンザ等の緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内ブロック単位）とすることが考えられる。
- ・ 県は、特措法第45条に第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

1) ワクチンの供給

- ・県では、国においてワクチンが確保された場合には速やかに供給できるよう準備を行う。市は県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

2) 特定接種

- ・県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

3) 住民接種

- ・県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携し、全市民が速やかに接種できるよう「第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」に基づく接種体制をとる。

4) モニタリング

- ・ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

5) 臨時の予防接種

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

6) 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

1) 診療体制・診療時間等の市民への周知

県と協力し医療機関への受診方法の情報を広報チラシ・ホームページ等で周知する

2) 医療機関等への情報提供

引き続き、国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者の提供に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

国が全国の事業者に対し要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取組を開始するよう要請する。

2) 市民・事業者への呼びかけ

食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、市民に対し呼びかけ、事業所への要請を行う。

3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言の区域に指定された場合は上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

○水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

○生活関連物資等の価格安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

5 県内感染期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

[目的]

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

[対策の考え方]

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等が県内でまん延した場合には、防災危機管理連絡会議において、情報の集約・共有・分析を行うとともに必要な対策を検討する。
- ・ 国の基本的対処方針及び県の対策が変更された場合は、市の対策を変更するとともに、全庁一体となった対策を推進する。

1) 県内感染期移行の判断

- ・ 県対策本部は、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更にに基づき、新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、県内感染期に入ったことを判断し、国の基本

的対処方針及び県計画により必要な対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市計画により必要な対策を行う。

2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え必要に応じ以下の対策を講じる。

○市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき速やかに市対策本部を設置する。

○ほかの地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

- ・県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

(危機管理部、健康福祉部、関係部局)

- ・県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

2) 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

3) 相談窓口（コールセンター）の継続

- ・コールセンター等を継続し、国が示すQ&Aの改定版に基づき適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

1) 感染拡大防止策

- ・県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等

における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

- ・ 県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・ 県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として、特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○施設の使用制限の要請に係る周知

県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携し、迅速に周知徹底を図る。

○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合には、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

(緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置)

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 県は、特措法第45条に第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場の感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の

要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

特措法第28条に基づき実施される特定接種を継続し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

○臨時の予防接種

国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

1) 診療体制・診療時間等の市民への周知

県と協力し医療機関への受診方法の情報を広報チラシ・ホームページ等で周知する

2) 医療機関等への情報提供

引き続き、国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

3) 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、医療機関への搬送等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を講じる。

国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のために医療機関における定員超過入院棟のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要にある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う※臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。
※保健所設置市及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定

1) 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の実施を講じるよう要請する。

2) 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

○水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

○生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

○遺体の火葬・安置の特例等

- ・国及び県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・国及び県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める場合には、それに基づいて対応する。

○要援護者対策

- ・国からの在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対策等を行う旨の要請を受け、対応する。

6 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

[目的]

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

[対策の考え方]

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

1) 国の小康期の基本的対処方針に基づき、市の対策を変更する。

2) 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ市行動計画等の見直しを行う。

3) 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) 情報提供・共有

- ・ 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・ 国、県、関係機関等との双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。
- ・ 国の要請を受けて、コールセンター等を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止対策を見直し、改善に努める。

(4) 予防接種

1) 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に必要な応じて協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

国が、必要に応じて国民に対して実施する食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけと、事業者に対して実施する食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないような要請に対し、協力する。

2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国及び県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【 用語解説 】

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊**特定感染症指定医療機関**：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊**第一種感染症指定医療機関**：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊**第二種感染症指定医療機関**：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊**結核指定医療機関**：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の实情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイ

ルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合、全ての人が新型インフルエンザウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ モニタリング

観察し、記録すること。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCR が実施されている。

黒部市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 平成26年11月
発行 黒部市

〒938-8555
黒部市三日市725
電話0765-54-2111
編集 市民生活部 健康増進課
